

# 指定薬物の所持、使用、購入は禁止！

指定薬物を含む危険ドラッグは、薬事法で、輸入、製造、販売・授与、販売若しくは授与目的での貯蔵又は陳列に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても禁止されています。違反した場合は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はどちらの罰も科されます。



# 危険ドラッグは 買わない！ 使わない！ かかわらない！

## 合法なんてない！！

### 薬物に関する相談窓口

桑名保健所 TEL 0594-24-3623	四日市市保健所 TEL 059-352-0592
鈴鹿保健所 TEL 059-382-8674	こころの健康センター TEL 059-223-5241
津保健所 TEL 059-223-5112	東海北陸厚生局麻薬取締部 TEL 052-951-6911
松阪保健所 TEL 0598-50-0529	警察総合相談電話 TEL 059-224-9110
伊勢保健所 TEL 0596-27-5151	薬務感染症対策課 TEL 059-224-2330
伊賀保健所 TEL 0595-24-8080	
尾鷲保健所 TEL 0597-23-3461	
熊野保健所 TEL 0597-85-4102	



三重県